



いとう まい

〒659-0012 芦屋市精道町 7-6 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町 7-15-612 TEL&FAX 0797-62-8228

Mail: ito-mai@hotmail.co.jp HP: <http://www.ito-mai.com>



「芦屋市は放射性物質を含んだ がれきの受け入れは行いません」 という報道と今後

<芦屋市の現時点での決定>

東日本大震災とそれに伴う津波が発生し、被災地では多量の災害がれきが発生しました。芦屋市では12月1日の広報あしやで「災害廃棄物の受け入れに際し、廃棄物の移動手段や処理施設内での安全性、最終処分場（海面埋め立て）における基準等が明確に示されていないことから、放射能に汚染された恐れのある災害廃棄物については、現在のところ受け入れる予定はありません。」とのコメントを掲載しています。

<芦屋市の決定を受けて>

芦屋市としては、受け入れに関して安全性や基準が明確でないことが受け入れない理由となっていますので、今後も国からこれらについての基準が定めれば、近隣市との動向を見ながら、受け入れる可能性も残されているのだと考えます。阪神淡路大震災の時は、多くの自治体に助けて頂いたことを今も感謝しています。しかしながら、いとうまいは、「被災地復興支援と芦屋市の生活安全保持とは異なる次元で考える」ことが必要であるという立場から、市民の長期的な生活安全確保を優先し、活動して参りたいと思います。

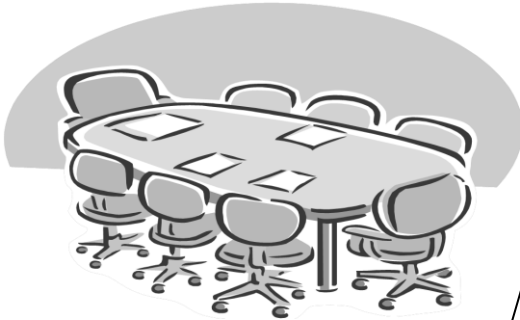
<芦屋市内での放射性物質等調査状況>

去る10月12日～11月15日にかけて、芦屋市は市内の放射性物質等についての測定を行いました。結果として、放射性ヨウ素131および放射性セシウムは検出されませんでした。また、大気中における空間放射線量についても、各学校園や環境処理場など13ヶ所、地上1メートルの高さで測定し、結果は0.08～0.10 マイクロシーベルト/時の範囲となり、国際放射線防護委員の基準1ミリシーベルトを下回っています。

シーベルト：放射線による人体への影響度合いを示す単位
ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

<<12月議会で決まったこと>>

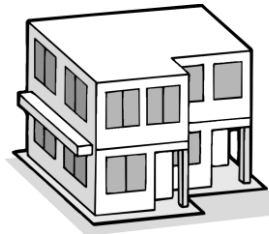
長年強い要望のあった三条集会所が開設されることになりました。地域力の原動力となることを願います。



◆芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正。

- ・市営住宅の建て替え計画に伴い、建て替え中の仮住居の使用料の改正（現使用料と同額）
- ・住宅管理のうち、施設・設備の維持管理に関する業務、入居者の公募、住宅の管理に関する業務の一部などを指定管理者が行えるようになりました。

*詳細については今後一年をかけて検討予定です。



◆「西芦屋町」を地区計画区域に指定。

このところ毎議会で指定が決定されている地区計画ですが、今議会では西芦屋町の地区計画が決定されました。

*地区計画とは、芦屋のまち並み・景観を保全する為に、住民さん主体により建物の規制を定める計画です。

◆国民健康保険の一部改正

ア・基礎賦課額の限度額が510,000円となります（現行は500,000円）

イ・後期高齢者支援均賦課額の限度額が140,000円となります（現行は130,000円）

ウ・介護納付金賦課額の限度額が120,000円となります（現行は100,000円）

*施行日は平成24年4月1日です。

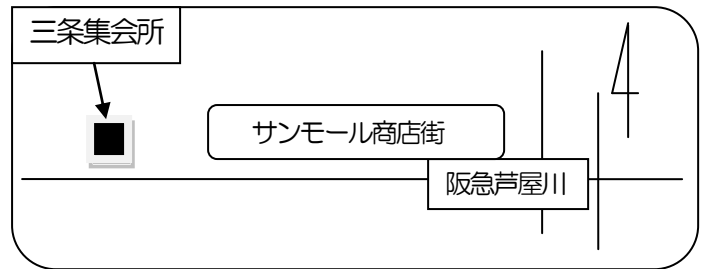


◆三条集会所の利用料

平成24年春から新しく開所する三条集会所の各部屋の使用料金が決定されました。

室名	収容人数	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30
洋室A	12人	700円	800円	1,000円
洋室B	12人	700円	800円	1,000円
洋室C	26人	1,400円	1,700円	2,000円
洋室D	26人	1,400円	1,700円	2,000円

*洋室Cのみ、深夜午後11時~翌日午前8時まで4000円で使用が出来ます。



◆一般会計補正予算

歳入歳出ともに約7750万円を追加し、総額が約372億7440万円となります。

自治会に関する調査費.....約200万円

相続税の過誤納還付金及び加算金.....800万円

朝日ヶ丘町の介護拠点施設.....4750万円

国・県への負担金の清算.....2000万円



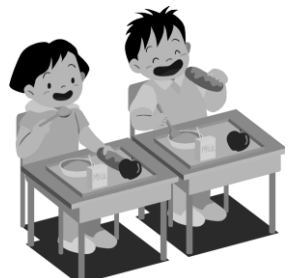
中学校給食実施を求める請願書



「全国に誇れる小学校給食と同様に、心と体をはぐくむ中学校給食を実施してください」という請願が9245人の署名と共に提出されました。

現在芦屋市では「中学生の給食を考える懇談会」が開催されていますが、議会としてはこの請願を採択しました。

審議の中では、充実した子育て施策として中学校の給食には賛成であるが、給食提供の方法（自校式=小学校同様に各学校で調理支給、センター方式=1ヶ所で調理&配送、選択方式=お弁当と給食を選択）などについては、今後も調査を行っていくこととなりました。



・・・知っているようで知らない・・・

芦屋市議会

のららら

3

11月のスケジュール

全前回に閉会中の活動の様子をお知らせしましたが、具体的に教えてほしいというお声がありました。11月は視察が多かったですが、実りも大きかったと思います。

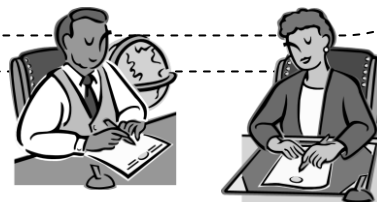
11月1日	近畿市民派議員学習会	11月11日	私用@東京	11月21日	JIAM研修会
11月2日	市長面談・会派予算要望	11月12日	富田碎花賞授賞式	11月22日	JIAM研修会
11月3日	精道幼稚園百周年記念・他	11月13日	モンデペロ60周年交流会	11月23日	居住マンション交流会
11月4日	市民相談・調査	11月14日	都市計画審議会	11月24日	写真展覧会
11月5日	子どもフェスティバル	11月15日	お休み	11月25日	都市政治研究所勉強会
11月6日	43号線以南/防災訓練	11月16日	議会運営委員会	11月26日	くまもり秋講演会
11月7日	市営住宅選考委員会	11月17日	会派視察	11月27日	書類整理・他
11月8日	議会運営委員会視察	11月18日	会派視察	11月28日	議案説明会・他
11月9日	議会運営委員会視察	11月19日	お休み	11月29日	すくすく学級見学会
11月10日	国会議員面談@東京	11月20日	地元地域/防災訓練	11月30日	西宮市議会議員交流会

議員の兼業について

専業 VS 兼業

専業＝議員活動のみを行い、議員報酬で生計を立てている

兼業＝議員活動以外にも仕事を行い、議員報酬＋仕事の報酬で生計を立てている
仕事内容としては時間に融通がきく自営業が主となっています



*一般的に、小都市や町村議員は兼業議員が多いようです。これは議員が地元の声の代弁者となっている事、不安定な職業であるのに報酬が少ない事が要因であり、反対に、大都市になると専業議員が多く、これは議員活動も複雑になり、ある程度の報酬が要因であると言われています。

議員の兼業の禁止事項

議員は非常勤公務員として位置付けられていますので、議員の他に仕事をする事が認められています。

しかしながら、議員活動において公平性を担保するために、行政団体またはその機関との契約をする事や契約する団体の意思決定を行う立場にはなれません。

この兼業禁止の範囲は近年拡大してきており、自治体でうける指定管理などの業務もこれにあると解釈されるようになってきているようです。

- 地方分権の推進・生活様式の多様化により議員の仕事が増え、政策提案等を含めてより高い専門性が望まれる半面、提出議案のみに対して活動し土日＆夜間議会を採用したボランティア議員を望む声もあるようです。

職員給与のあれこれ

◆◆◆職員給与の決定方法◆◆◆

- ①人事院が手当等を含む給与を勧告。
- ②人事院勧告に基づき、芦屋市の職員で構成する労働組合と市当局が交渉。
- ③市当局が給与金額等を議会に議案として提出。
- ④議会で提出議案について審議し、最終的に給与等を決定。

<課題>

職員給与の最終決定としては、議会が行っていますが、議案が提出される前に当事者である、職員と当局の間で交渉が成立しているため、議会での審議が難しいと感じます。

◆◆◆人事院の給与勧告◆◆◆

スト権などの労働基本権の制約の代償措置として職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能として存在します。公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と合わせることを基本に勧告を行っています。

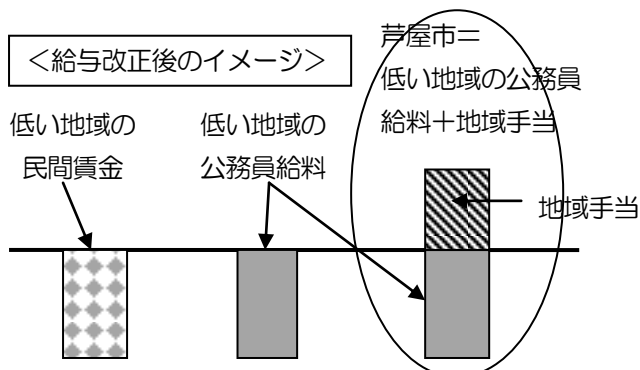
<課題>

人事院の民間企業の調査対象が50人以上の企業の優良企業を対象としていることが予測され、実際の民間所得との乖離がある。

◆◆◆これまでの給与改正◆◆◆

芦屋市では、2回大きな給与改正がありました。

- ①平成15年、阪神淡路大震災による財政危機に伴い、平成16年～19年度末までに2～12%の減額と手当などの減額・凍結を実施中。
- ②平成19年の地域手当創設時の改正。これは、基本給を全国で一番低い地域に統一すると同時に地域の民間給与に合わせた地域手当で総額を地域に見合った額にする改正。（芦屋市は平均4.92%の減額実施と15%が適当とされた地域手当は12%から始まりほぼ毎年改正中。



<課題>

地域手当＝市内業者の平均給与に対して各市で0%が設定されている。芦屋市の地域手当は15%位置づけられ、阪神間でもずば抜けて高くなっています。また、芦屋市に住んでいない職員にもこの地域手当の%が適応されていることが問題視されています。

◆◆◆今年の給与改正◆◆◆

12月議会では、人事院勧告に従う形となり、0.23%の給与削減に留まりました。しかしながら、懸案である地域手当について、昨年引き続き本年も値上げをせず14%を維持することを確認しました。

◆◆◆芦屋市の職員体制◆◆◆

芦屋市は人件費削減＝職員数削減を行ってきたため、職員の年齢構成比の不均衡が大きな原因であるようです。数年前までは、若手雇用の抑制により、高年層の職員が多く（給与が高い）、現在は、職員数に対し、管理職の比率が高くなっていることが給与を押し上げている一因であるようです。

いとうまいの考え

◆地方分権と職員給与施策◆

地方分権により、各事業は「自分達のまちのことは自分達で決めよう」という流れがありますが、職員給与に関しては、全国统一（人事院勧告に従い）が継続されています。職員給与についても、それぞれ自治体で決定していく事が地方分権・地域主権の大切な事柄であると思います。人事評価の強化やワークシェアリングなどにより年功序列ではない、メリハリのある給料体制の導入が必要だと考えます。

◆職員が財産となる意識改革◆

市の仕事は機械が代わりに行える職種ではなく、マンパワーが必要不可欠です。人件費が単に大きな経費となるのか？ 良いサービスを提供する財産となるのか？ は職員の仕事に対する姿勢次第だと思います